

令和 4 年 10 月 31 日 開 会

①

令和 4 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和４年第４回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第120号議案 令和４年度茨城県一般会計補正予算（第５号）	１
第121号議案 個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	７
第122号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	11
第123号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	12
第124号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
第125号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	15

予

算

第120号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,879,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321,062,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		223,949,145 ^{千円}	4,987,342 ^{千円}	228,936,487 ^{千円}
	1 国 庫 負 担 金	53,658,605	581,409	54,240,014
	2 国 庫 補 助 金	167,326,173	4,405,933	171,732,106
13 繰 越 金		6,575,642	892,137	7,467,779
	1 繰 越 金	6,575,642	892,137	7,467,779
14 諸 収 入		145,290,754	10,000,014	155,290,768
	4 貸付金元利収入	121,096,652	10,000,000	131,096,652
	8 雑 入	10,890,758	14	10,890,772
歳 入 合 計		1,305,182,886	15,879,493	1,321,062,379

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		38,455,259 ^{千円}	336,509 ^{千円}	38,791,768 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	21,278,803	10,000	21,288,803
	2 徴 税 費	11,917,657	326,509	12,244,166
3 企 画 開 発 費		11,108,137	67,875	11,176,012
	1 企 画 費	8,304,668	67,875	8,372,543
5 保 健 福 祉 費		304,692,892	3,348,609	308,041,501
	6 医 薬 費	11,600,937	227,086	11,828,023
	8 公 衆 衛 生 費	94,573,837	3,121,523	97,695,360
7 農 林 水 産 業 費		43,069,107	346,500	43,415,607
	5 農 地 費	16,417,881	346,500	16,764,381
8 商 工 費		151,330,269	11,780,000	163,110,269
	1 産 業 政 策 費	123,035,361	10,000,000	133,035,361
	3 中 小 企 業 費	2,838,126	1,780,000	4,618,126
歳 出 合 計		1,305,182,886	15,879,493	1,321,062,379

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷 建設工事請負契約	茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟 の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,950,788千円
那珂湊漁港駐車場の 管理運営に係る協定	那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定を 株式会社暁恒産と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	77,000千円
那珂湊漁港水門の 管理運営に係る協定	那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定を那 珂湊漁業協同組合と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	143,440千円
赤 塚 公 園 の 管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園 土木株式会社と締結する。	令 和 5 年 度	33,000千円
県 西 総 合 公 園 の 管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西 広域市町村圏事務組合と締結する。	令 和 5 年 度	34,004千円
笠間芸術の森公園の 管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を 笠間市と締結する。	令 和 5 年 度	63,676千円
北 浦 川 緑 地 の 管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市 と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	32,742千円
港 公 園 の 管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締 結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	57,483千円
大 子 広 域 公 園 の 管理運営に係る協定	大子広域公園の管理運営に係る協定を大子 町と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	177,645千円
鹿 島 灘 海 浜 公 園 の 管理運営に係る協定	鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を鉾 田市と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	91,190千円

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新 分 野 進 出 等 支 援 融 資 損 失 補 償	変 更 前	新分野進出等支援融資制度及び小規模 企業支援融資制度に基づき、茨城県信用 保証協会が保証した債務によって損失が 生じたときは、県がその損失を補償する 旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和 4 年度 至 令和19年度	286,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	857,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策 利子補給金交付要項に基づき、金融機関 が中小企業者に対し、令和 4 年度におい て資金を貸し付けたときは、県は当該中 小企業者に対し利子補給する。	自 令和 5 年度 至 令和 7 年度	687,423千円
	変 更 後	同 上	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	2,609,667千円

条 例 ・ そ の 他

第121号議案

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例

（茨城県行政組織条例の一部改正）

第1条 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表茨城県情報公開・個人情報保護審査会の項中「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

（茨城県情報公開条例の一部改正）

第2条 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第8条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

第15条第2項第1号中「第7条第2号イ」を「第7条第1号イ」に改める。

（茨城県手数料徴収条例の一部改正）

第3条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を1の2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第115条（同法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係る事務	行政機関等匿名加工情報利用手数料	(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合にあっては、21,000円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円を加算した額に、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）を加算した額 (2) 作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア イに掲げる者以外の者 21,000円に行政機関等匿名
--	------------------	--

		加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円を加算した額に、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）を加算した額 イ 個人情報の保護に関する法律第115条（同法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
--	--	--

（茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第4条 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 条例個人情報ファイル簿（第3条）

第3章 開示（第4条－第6条）

第4章 審査会の調査審議の手続等（第7条－第12条）

第5章 雑則（第13条・第14条）

第6章 罰則（第15条）

付則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第3条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 条例個人情報ファイル簿

（条例個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第3条 実施機関（知事，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員

会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している本人の数が令第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルについて、それぞれ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号並びに令第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして令第21条第7項で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第3章を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 開示

第4章第1節の節名及び第12条から第18条までを削る。

第19条第1項中「前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）」を「開示決定等」に改め、同項ただし書中「第13条第3項」を「法第77条第3項」に改め、同条第2項中「45日」を「30日」に改め、同条を第4条とする。

第20条中「60日」を「45日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第5条とする。

第21条から第25条までを削る。

第26条に次の1項を加える。

2 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

第26条を第6条とする。

第4章第2節及び第3節を削る。

第4章を第3章とする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 審査会の調査審議の手続等

第5章第1節及び同章第2節の節名を削る。

第44条第1項中「審査会は」を「茨城県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は」に、「諮問庁に対し、」を「諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する」に改め、同条第4項を削り、同条を第7条とする。

第45条及び第46条を削る。

第47条中「第44条第1項」を「前条第1項」に改め、「、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第45条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ」を削り、同条を第8条とする。

第48条第1項中「第44条第3項若しくは第4項又は第46条の規定による意見書又は」を「第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第

3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは」に、「当該意見書又は資料の」を「これらの資料又は主張書面の」に改め、「(電磁的記録)の次に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加え、「当該意見書又は資料を」を「当該資料を」に改め、「提出した審査請求人等」の次に「(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「、又は前項の規定による閲覧をさせ」、「又は閲覧」及び「意見書又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第9条とし、第49条を第10条とし、第50条を第11条とする。

第51条を削り、第52条を第12条とする。

第5章を第4章とする。

第53条から第55条までを削る。

第56条中「この条例」を「法」に改め、同条を第13条とし、第57条を第14条とする。

第6章を第5章とする。

第58条から第60条までを削る。

第61条中「第50条」を「第11条」に改め、同条を第15条とし、第62条を削る。

第7章を第6章とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(茨城県個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた改正前の条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員若しくは職員であった者、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者に係る改正前の条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第12条、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における改正前の条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する改正前の条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第122号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「」が18日」を「第14条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（茨城県の休日）を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第14条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第14条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第14条第2項の規定は、令和4年12月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）」を「職員の退職手当に関する条例」に、「改正後の退職手当条例」を「同条例」に、「改正後の退職手当条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

付則第3項中「改正後の退職手当条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第123号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、「2,000円」の次に「。ただし、旅券法第20条第2項に該当する場合にあっては、4,000円」を加え、同表の7の項中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同表の10の項を次のように改める。

10 削除		
-------	--	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県手数料徴収条例別表第1の10の項に規定する事務を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第124号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の3の2の項市町村の欄中「神栖市」の次に「行方市」を加え、同表3の4の項第4号中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「第8条第2項（東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第3条第1項において準用する場合を含む。）」を「第8条第3項」に、「交付」を「交付及び現有旅券の返納の受理」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「及び第12条第3項並びに東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）第3条第1項」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認

第2条の表3の4の項第9号中「人違いでない」を「本人である」に改め、同表7の3の項第7号中「(20)」を「(22)」に改め、同項中第24号を第26号とし、第17号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、同項第16号中「第59条第7項」を「第59条第8項」に改め、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 法第59条第9項の規定による公表

第2条の表7の3の項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 法第59条第7項の規定による他の都道府県知事への情報の提供の要求

第2条の表7の3の項市町村の欄中「(21)から(24)」を「(23)から(26)」に、「(20)」を「(22)」に、「潮来市、ひたちなか市」を「ひたちなか市、潮来市」に、「及び(19)の事務（(19)）」を「(16)及び(21)の事務（(16)の事務については(12)の事務に係るものに、(21)の事務については(11)、(12)及び(16)の事務（(16)）」に、「(11)及び(12)の事務」を「(12)の事務に係るものに限る。）」に、「(19)までの事務（(19)）」を「(21)までの事務（(16)の事務については(14)の事務に係るものに、(21)の事務については(13)から(20)までの事務（(16)）」に、「(13)から(18)までの事務」を「(14)の事務に係るものに限る。）」に改め、同表7の4の項市町村の欄中「常陸太田市」の次に「常陸大宮市」を加え、同表8の3の項第25号中「(24)」を「(28)」に改め、同号を同項第29号とし、同項中第24号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 法第29条第19項の規定による援助

第2条の表8の3の項中第23号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 法第29条第16項の規定による事業の制限及び停止命令

第2条の表8の3の項中第22号を第24号とし、第21号の次に次の2号を加える。

(22) 法第29条第11項の規定による報告の受理

(23) 法第29条第12項の規定による公表

第2条の表9の項市町村の欄及び同表14の2の項市町村の欄中「桜川市」の次に「行方市」を加え、同表14の8の項市町村の欄中「桜川市」の次に「行方市」を、「八千代町」の次に「五霞町」を加え、同表18の3の項市町村の欄中「かすみがうら市」の次に「行方市」を加え、同表22の項市町村の欄中「神栖市」の次に「行方市」を加え、同表23の項市町村の欄中「守谷市」の次に「桜川市」を加え、同表24の項第6号ヨ中「第136条」を「第136条第1項」に、「茨城県農業会議等」を「農業委員会等」に改め、同項市町村の欄中「神栖市」の次に「行方市」を加え、同表26の項第3号中「第59条の2第1項」の次に「第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書」を、「及び第2項ただし書」の次に「第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号」を加え、「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同表27の項第1号及び第2号中「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改め、同項第3号及び第4号中「第63条第3項第5

号イ及び第68条の69第3項第5号イ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改め、同項第5号中「，第63条第3項第7号イ及び第68条の69第3項第7号イ」を「及び第63条第3項第7号イ」に改め、同項市町村の欄中「神栖市」の次に「，行方市」を加え、同表27の2の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の表7の3の項の改正規定、同表23の項の改正規定、同表24の項の改正規定（同項市町村の欄の改正規定を除く。）、同表26の項の改正規定（「，第5項及び第6項」を「，第6項及び第7項」に改める部分に限る。）及び同表27の項の改正規定（同項市町村の欄の改正規定を除く。） 公布の日
 - (2) 第2条の表3の4の項の改正規定 令和5年3月27日
 - (3) 第2条の表27の2の項の改正規定 規則で定める日
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第125号議案

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条の3）

第2章 土地の埋立て等の届出（第5条の4－第5条の6）

第3章 土地の埋立て等の許可（第6条－第18条）

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等（第18条の2－第18条の4）

第5章 土砂等搬入禁止区域（第18条の5－第18条の7）

第6章 雑則（第18条の8－第22条）

第7章 罰則（第23条・第24条）

付則

第1章 総則

第1条中「土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（以下「土地の埋立て等」という。）」を「土砂等による土地の埋立て等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (4) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

第4条中「土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）」を「埋立て等区域」に改める。

第5条の見出しを「（土砂等を発生させる者の責務）」に改め、同条第1項中「当該土地の埋立て等を行う者により」を「当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置その他」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の2条、1章及び章名を加える。

（土地の所有者等の責務）

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者による土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意）

第5条の3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

第2章 土地の埋立て等の届出

（土地の埋立て等の届出）

第5条の4 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、土地の埋立て等の目的その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等

(2) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて行う土地の埋立て等

(3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(5) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(届出事項の変更の届出)

第5条の5 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(届出事項の完了等の届出)

第5条の6 第5条の4の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の埋立て等を完了し、廃止し、休止し、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 土地の埋立て等の許可

第7条第1号中「土砂等の」の次に「水素イオン濃度指数その他の」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等（当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。）に、当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件（第8条の規定により条件を付されたときに限る。）を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項（同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。）の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、通知しなければならない。

第10条第2項中「前条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第17条第1項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 第10条第1項、第11条第2項又は第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(6) 第14条第2項又は第15条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

第18条の次に次の2章、章名及び3条を加える。

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を

有する土地を使用させてはならない。

- 3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務）

第18条の3 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第5条の3の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

- 2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令）

第18条の4 知事は、第18条第2項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- （1）前条第1項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。）
- （2）前条第2項の報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第5章 土砂等搬入禁止区域

（土砂等搬入禁止区域の指定）

第18条の5 知事は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 4 知事は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該指定の事由が引き続き存すると認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その職員に、他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（土砂等の搬入の禁止）

第18条の6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

（土砂等搬入禁止区域の解除）

第18条の7 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第18条の5第2項及び第3項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

第18条の8 次の各号に掲げる者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 第5条の4の届出をした者

(2) 許可を受けた者

(3) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う者

2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面（以下「適合証明書」という。）を交付しなければならない。

3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。

4 第1項各号に掲げる者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

(土地の埋立て等の停止命令等)

第18条の9 知事は、前条第1項又は第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者（第5条の4の届出をした者又は許可を受けた者に限る。）に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 知事は、前条第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。

3 知事は、前2項の命令を口頭とした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第5条の4、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者

(2) 第17条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者

(3) 第18条の規定による命令を受けた者

(4) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

(5) 第18条の9第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

2 知事は、前項第1号又は第4号の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第19条の見出しを「(関係行政機関等への照会等)」に改め、同条第1項中「又は関係地方公共団体」を「、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者」に改め、同条第2項中「土地の所有者その他土地の埋立て等」を「土地の所有者等その他」に改める。

第20条第1項中「に対し」を「、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第18条の8第1項の書面又は適合証明書」に改め、同条第2項中「職員に」の次に「、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所」を、「質問させ」の次に「、若しくは第18条の8

第1項の書面又は適合証明書の提示を求め」を加える。

第22条の次に次の章名を付する。

第7章 罰則

第23条第3項第1号中「第9条第3項」を「第5条の5、第5条の6、第9条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の4第2項又は第18条の9第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 土地の埋立て等を行おうとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の4の規定の例により、知事に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において、改正後の条例第5条の4の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項の規定により知事に届出をした者は、施行日前においても、改正後の条例第5条の5及び第5条の6の規定の例により、知事に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において、改正後の条例第5条の5又は第5条の6の規定による届出をしたものとみなす。

(経過措置)

4 改正後の条例第9条の2、第18条の3及び第18条の4の規定は、施行日以後に申請された改正後の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等について適用し、施行日前に申請されたこの条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に土地の埋立て等を行っている者に対しては、施行日から3月を経過するまでの間は、改正後の条例第18条の8第4項の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第17条第1項の規定による許可の取消し又は停止の命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦